

## 防府市看護師等確保対策事業補助金交付要綱

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における看護師及び准看護師の不足を解消し、地域医療の振興を図ることを目的として実施する事業（以下「補助事業」という。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、一般社団法人防府医師会（以下「医師会」という。）が運営する防府看護専門学校（以下「専門学校」という。）が行う看護師及び准看護師の育成と確保を推進する取り組みに要する経費のうち、別表に定める経費について、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請手続)

第3条 医師会は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更承認等)

第5条 医師会は、補助事業を変更または中止しようとするときは、市長に補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の請求書)

第7条 医師会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、概算払いの方法により補助金を交付するものとする。

(実績報告書)

第8条 医師会は、補助事業が完了したときは、市長に補助金実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第5条第1項の規定により変更承認をした場合はその承認された内容）に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書（様式第7号）により通知する。

2 医師会は、前項の規定により通知された額を超える額の補助金を既に交付されているときは、その超える部分の額の補助金を市長に直ちに返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、次の各号に該当するときは、交付決定した補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱又は要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部を返還を命ずる。

(補助金の経理)

第11条 医師会は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 医師会は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、医師会に対し報告を求め、又は  
実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

区分	金額	対象経費
基本額	2, 500千円	看護師及び准看護師の育成と確保を推進する取り組みに要する経費のうち、次に掲げる経費
加算額	交付申請年度の前年度卒業生が、市内の医療、福祉関係に就職をした人数（進学に伴う就職を含む。）1名につき次の金額を加算  15, 000円/名  ※就職の基準日は、交付申請年度の4月1日とする。	1 入学者を増加させるために要する経費 2 市内の医療・福祉関係への就職を促進するために要する経費 3 その他、市長が特に必要と認める経費 <b>【費目】</b> 謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料、通信運搬費、広告料、委託料

(様式第1号)

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

代表者

㊟

防府市看護師等確保対策事業補助金交付申請書

このことについて、防府市看護師等確保対策事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助交付申請額 金 円

2 関係書類

(1) 事業計画書(目的、内容、効果を記載のこと)

(2) 収支予算書

(3) 前年度卒業生の就職先一覧表

(4) その他

(様式第 2 号)

第 号  
年 月 日

様

防府市長

Ⓜ

防府市看護師等確保対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった防府市看護師等確保対策事業補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、防府市看護師等確保対策事業補助金交付要綱第 4 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

(様式第3号)

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

代表者

⑩

防府市看護師等確保対策事業補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった防府市看護師等確保対策事業の実施について、防府市看護師等確保対策事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業計画変更・中止の理由及び内容

2 変更となる補助交付申請額

変更前 円

変更後 円

増 減 円

3 添付書類

(1) 事業計画変更・中止の内容に関する書類

(様式第4号)

第 号  
年 月 日

様

防府市長

印

防府市看護師等確保対策事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で変更・中止申請のあった防府市看護師等確保対策事業補助金について、下記のとおり交付決定額を変更したので、防府市看護師等確保対策事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 変更交付決定額 金 円



(様式第5号)

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

代表者

⑩

防府市看護師等確保対策事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった防府市看護師等確保対策事業補助金を交付されるよう、防府市看護師等確保対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 請求額 金 円  
交付決定額 円  
交付確定額 円  
既交付額 円

2 振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
口座番号・種別							1：普通 2：当座
フリカゝナ 口座名義							

(様式第6号)

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

団体名

代表者

㊟

防府市看護師等確保対策事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった防府市  
看護師等確保対策事業補助金について、事業が完了しましたので、防府市看護  
師等確保対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類  
を添えて申請します。

記

1 関係書類

- (1) 事業報告書（目的、内容、成果を記載のこと）
- (2) 収支決算書
- (3) その他

(様式第7号)

年 月 日

様

防府市長

㊟

防府市看護師等確保対策事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった防府市看護師等確保対策事業補助金について、下記のとおり補助金の額を決定したので、防府市看護師等確保対策事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 金 円